## 資料4-14 航空機騒音の調査結果

調査地点 木曽岬町東部地区クリーンセンター(桑名郡木曽岬町和富 10-2) 調査期間 令和4年6月21日(火)~6月27日(月)

	評価値 L <sub>den</sub> [dB]	参考值						
調査日		航空機騒音の L <sub>Aeq</sub> [dB]			騒音発生回数			
		$L_{Aeq,d}$	L <sub>Aeq,e</sub>	L <sub>Aeq,n</sub>	昼間	タ方	夜間	計
6月21日(火)	42.0	40.9	43.9	_	21	8	0	29
6月22日(水)	41.4	41.4	42.5	_	20	7	0	27
6月23日(木)	41.2	41.8	41.5	_	24	7	0	31
6月 24日(金)	43.5	40.1	44.6	31.9	22	14	3	39
6月 25日(土)	41.6	41.0	38.9	31.4	28	4	3	35
6月26日(日)	43.5	42.0	43.2	32.2	36	11	3	50
6月 27日(月)	43.6	38.8	43.6	34.3	16	12	4	32
測定期間全体	42.5	41.0	42.9	30.2	24	9	2	35

## 令和4年度 航空機騒音 地点別調査結果一覧表

地点番号	測定場所	用途地域	地域類型	評価値 L <sub>den</sub> [dB]	測定期間
1	木曽岬町東部地区クリーン センター (桑名郡木曽岬町和富 10-2)	工業地域	I	43	短期測定 6/21 ~ 6/27

## (注)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定することとなっています。

地域の類型	三重県の指定地域	基準値
	桑名市の区域のうち長島町の区域、鳥羽市の区域の	
I	うち桃取町及び答志町の区域並びに桑名郡木曽岬	57dB 以下
	町の区域。ただし、河川区域を除く。	
П	無し	62dB 以下

※1 「測定期間全体[dB]」は、測定期間全体での平均値(騒音レベルはエネルギー平均、騒音発生回数は算術平均の値)を記入しています。

- ※2 「騒音発生回数(計)」は、航空機騒音以外の騒音よりも 10dB 以上大きい航空機騒音のみを 対象としているため、実際に飛行した飛行機よりも少なくなります。
- ※3 時間帯補正等価騒音レベル Lden[dB]について 夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した 1 日の等価騒音レベル。 評価については、1 日ごとの Lden を算出し、全測定日の Lden について、パワー平均を算出する。

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_{i} 10^{\frac{L_{\text{AE},df}}{10}} + \sum_{j} 10^{\frac{L_{\text{AE},ej} + 5}{10}} + \sum_{k} 10^{\frac{L_{\text{AE},nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE,d}$ ; とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯におけるi 番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,e}$ ; とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯におけるj番目の $L_{AE}$ 、 $L_{AE,n}$  とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯におけるk番目の $L_{AE}$ をいう。また、 $T_0$ とは、規準化時間(1 秒)をいい、Tとは、観測 1 日の時間(86,400 秒)をいう。

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48.12.27 環境庁告示第154号)参照」